

公益財団法人石橋奨学会 2020年度奨学生募集要項

石橋奨学会は昭和32年(1957年)に福岡県の実業家石橋健藏氏により設立されました。優秀な学徒にして、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金を給与して修学を助け、もって国家有用の人材を育成することを目的とし、来年度で64期目を迎えます。これまでの奨学生は福岡県出身者を中心に700人を超えています。

この募集要項には、出願資格、出願手続き、採用手続き、採用後の義務など本会奨学生となるための主要な事項を記載していますので、十分ご理解の上出願してください。

1. 応募の資格
日本国民であって、来年度(2020年4月)新たに四年制以上の大学に入学を予定する者で、学術優秀、品行方正および身体強健で、学資の支弁が困難と認められる者。
ただし、兄弟姉妹と重複しての応募は出来ません
学資の支弁が困難と認められる目安は、以下の何れかの条件とします。
① 昨年度の総収入金額が、700万円以下
② 扶養者の死亡等により来年度以降の学資の支弁が困難と認められる場合
2. 重複受給の禁止
他の給付型奨学金と重複して受給することは出来ません。
※ 2020年4月から実施される予定の「大学等における修学の支援に関する法律」で定める学資支給金(給付型奨学金)を受給する場合はこの「重複受給」に該当しますのでご注意ください。
3. 奨学金の額
月 額

自 宅 通 学	44,000円
自 宅 外 通 学	60,000円

自宅外通学とは、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通学する時に要する時間が2時間を越える場合とします。
4. 奨学金の受給期間
正規の最短修学期間
5. 奨学生の義務
① 毎学年末の学業成績表及び生活状況報告書の提出
② 奨学生会議(毎年8月中旬に福岡市で開催する現役・OB奨学生の夏季フォーラム・懇親会)への参加
③ 会誌「玄海」(年1回発行)への投稿

なお、本奨学金は給与であり返済義務はありません。また、履修学科、卒業後の就職先等について制約はありません。
5. 採 用 人 数
7名程度
6. 提 出 書 類
① 奨学金給与願書(同封の指定用紙)
② 在学又は出身学校長の推薦書(同封の指定用紙)
③ 在学又は出身学校所定の調査書
④ 家庭調書(同封の指定用紙)
⑤ 卒業証明書又は卒業見込証明書
⑥ 家計支持者(保護者、またはこれに代って家計を支えている者)の源泉徴収票又は公的所得証明書
⑦ 写真(縦4.5cm×横4.0cm)1枚

・ 指定用紙が複数枚必要な場合は、コピーまたは本会ホームページからダウンロードして下さい。
・ 提出していただいた書類およびその内容については、個人情報保護の観点から適切に取扱い、奨学生の決定に関する各種審査、各種事務手続き、及び応募者への各種連絡等のみ利用します。
・ 奨学生の決定に至らなかった、あるいは辞退された応募者の提出書類については、1年間保管し、その後、適切に廃棄します。
・ 提出書類の返却は致しません。
7. 書 類 提 出 先
〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番25号
公益財団法人 石橋奨学会 宛
8. 書 類 受 付 期 間
2019年12月1日(日) ～ 2019年12月25日(水)(必着)
9. 選 考 方 法
第1次選考 (書類選考)

第2次選考 (面接) 2020年3月22日(日)に福岡市で実施予定
日時・場所等の詳細については第1次選考通過者に通知します

なお、第2次選考は一度限りですので日程的に無理な方は応募をご遠慮下さい。
10. 選考結果の通知
第1次選考の結果は2020年2月中旬に本人へ通知します。第2次選考の結果は選考終了後速やかに本人に通知します。

公益財団法人 石橋奨学会

〒812-0025

福岡市博多区店屋町6番25号

電 話 092-272-1331

F A X 092-272-0730

ホームページアドレス <http://www.isibasif.or.jp/>

